

(第4編)

第2章 簡略訴訟手続き

第1節 一般規定

第757条 特別訴訟手続きの規定を害しないで、本章で規定される(簡略)訴訟手続きは、9年以下の自由剥奪刑で処罰される犯罪、または、単独刑、共同刑または代替刑であることに係わらず、また、その金額や期間に係わらず、他の種類の刑(*例えば、罰金、運転免許停止、公権剥奪など)で処罰される犯罪の裁判に適用される。

(本条の最終改訂。2002年)

第758条 前条に挙げた犯罪の訴訟手続きは、本法の共通規則に従い、その(共通規則の)変更修正は本章で規定される。

(本条の最終改訂。2002年)

第759条 本章に含まれる訴訟事件では、通常のカリ権を持つ(一人制)裁判所の間および(合議制)裁判所の間で主張される管轄権の問題は、以下の規則に従って審理される:

1. ある(一人制)裁判所または(合議制)裁判所がある訴訟の審理を拒絶したとき、または、他の裁判所が審理中の訴訟の審理を自己に与えるよう要求したり、また、どちらが管轄権を有するか疑問がある場合、その解決のためになされる最初の互いの意見交換に合意がない場合、これらの裁判所は、遅滞なく、合理的な陳述により、その上位裁判所にこの問題を知らせる。上位裁判所は、その後24時間以内に開催される打合せに出頭した検察官および訴訟当事者の意見を聞いた後、ただちに適切と判断するものを決定する。これは後で不服申立てできない。

予審の段階で問題が生じた場合、各(予審)裁判所は、紛争が最終的に解決されるまで、いずれにしても、犯罪の確認に、被疑者の調査および特定に、また、犯罪の被害者の保護につながる手続きを継続して実行する。両裁判所は相互に自己の行為の(記録)公証謄本を送り合い、実施したすべての措置を互いに通知しなければならない。

1. いかなる予審裁判官、(一人制裁判所)刑事担当裁判官、または、中央予審裁判官、中央刑事担当裁判官も、管轄権の問題を、一日の期間で検察庁の意見を聞いて、その事案の審理が自己に属すると信じるべき理由を対応する県(全国)控訴院に呈示しないと、それらに提起することはできない。

裁判所書記官は、2日の期間で、検察庁および出頭した当事者に(問題の)呈示と背景を示す、そして、それらの意見を聞いた後、(上位)裁判所は、他の手続きなしに、3日目に適切と判断することを裁定し、問題を呈示した裁判官にその履行のためにその裁定を通知する。

3. なんらかの予審裁判官、(一人制裁判所)刑事担当裁判官、あるいは、中央予審

裁判官または中央刑事担当裁判官が、それぞれの県（全国）控訴院の管轄に帰せられる訴訟事件を審理している場合、後者は、検察庁および出頭した当事者の意見を2日の間聞いて、前者に審理を控えて、訴訟手続きを自己に付託するよう命令するにとどめる。

（本条の最終改訂。2002年）

第760条 本章の規則に従って訴訟手続きが開始されて、（犯罪）行為が第757条規定のいずれの訴訟にも該当しないと分かたらすぐ、本法の一般規定に従って続行される。この際は、当該法規定に従って訴訟手続きまたは訴訟行為を実行することが必要な場合以上に遡及させることはない。反対の場合で、本法の共通規則に従って訴訟手続きが開始され、審理中の（犯罪）行為が第757条のいずれかに該当することが証されると、手続きは本章の規定に従って続行される。両方の場合、訴訟手続きの変更は、予審裁判官の変更を伴わない。

本法の（共通）規則に従って訴訟手続きが開始され、（犯罪）行為が陪審法廷の管轄に係わる犯罪を構成する可能性が分かった場合は、第309条の2の規定に従う。

（一人制裁判所）裁判官または（合議制）裁判所により、従うべき（訴訟）手続きが取り決められると、その裁判所書記官は直ちにこれを検察庁、被捜査者および出頭当事者に通知する。

（本条の最終改訂。2015年）

第761条 ① 個人が行使する刑事訴権、または、それに起因する民事訴権は、犯罪被害者であるか否かにかかわらず、第2編第2章（*告訴）に規定される方法および要件で、行使する訴権を表示して、行使されなければならない。

② 裁判所書記官は、前項の規定を害しないで、犯罪被害者に第109条、第110条およびその他の規定に従って被害者を支援する権利を教示する。その際、告訴を提起する必要なしに訴訟で当事者となり得ることを教示する。書記官は、また、現行法に従って受給資格のある援助を申請する可能性とその手続きについても教示する。

（本条の最終改訂。2009年）

第762条 本章で言及される訴訟を取り扱う際は、（一人制裁判所）裁判官と（合議制）裁判所は次の規則を遵守する：

1. なんらかの手続きの実施を命じる裁判官または裁判所は、その実施を担当する裁判官、裁判所、当局または公務員と、たとえ後者が前者の直接の部下または直属の上司でなくとも、直接協力する。
2. 発送物のやり取りは常に最も迅速な手段で行われ、書面で要請されていない援助の申請は（書記官）報告メモで証明する。
3. 呼び出された者が知れたる住所を持っていない場合、または、（司法警察に）指定した期間内に司法警察が発見しなかった場合、裁判官または裁判所は、利害関係者が知ることができるより適切な手段でもって、対応する（搜索）令状の公開を命じる。また、これが絶対に必要であると考えられるときのみ、ソーシャル通信メデ

ィアによるその公表を取り決める。

4. 発行されるべき捜索令状は、治安維持諸勢力および諸部隊 (Fuerzas y Cuerpos de Seguridad) のコンピュータ化されたファイルに置かれ、適切と考えられる場合には、書面による通信メディアに置かれる。

5. 訴訟事件で提出されるすべての文書および書類には、他の当事者および検察官と同数の、複製手段を使用して作成されるコピーが添付される。そして、それぞれの (提出) 文書に対してなされた裁定をそれらの者に通知する際に、(それらの者に) 引き渡される。

ある審理の期間中にコピーを提出しなかった場合、コピーの省略は、省略した側の費用で裁判所書記官がコピーを作成することにつながる。

6. 本章に含まれる牽連犯罪を、(それらを) 個別に裁判する要素があるときに、裁判するために、および、被告人が複数いる場合に各被告人を裁判するために、裁判官は、訴訟手続きを簡素化し、活性化するため適切となる (複数の) 別個の裁判を形成することができる。

7. 陳述する際においては、陳述する者の国民身分証明書 (の内容) が、当局の職員を除き、転記される。当局の職員の場合は、職業カード番号を記録するだけで足りる。何らかの状況または理由により、被告人の身元に疑いがなく、被告人が 18 歳以上であることがわかっている場合には、訴訟に出生証明書を持ち寄る必要はない。それ以外の場合、この証明書は関連する指紋カードとともにファイルに綴られる。出生証明書がないことによって予審の完了が遅れることはない。ただし、それが受領されたときに訴訟手続きに追加されることを害しない。

8. 被疑者または証人がスペイン語を話せない、または、理解できない場合、指定された通訳者は公的資格を持つ必要はなく、第 398 条、第 440 条および第 441 条の規定に従う。

9. 第 364 条に規定される情報は、予審裁判官の判断で、盗難または詐欺の対象となった物の以前の存在に疑いがある場合にのみ検証される。

10. 第 377 条および第 378 条で言及される報告および陳述は、(予審) 裁判官がそれらが不可欠であると判断した場合にのみ要求され、受領される。

11. 裁判される (犯罪) 行為が自動車の使用と運行に起因する場合、運転者による最初の陳述で、運転免許証、車両運行許可書、強制保険証明書およびその有効性を証明する書類が要約記述される。また、強制保険の証明書とその有効性を証明する書類は、運転行為が同種の保険でカバーされる場合にも要約記述される。

(本条の最終改訂。2015 年)

第 763 条 裁判官または裁判所は、本法の一般規則に従って適切な場合には、逮捕、その他の自由剥奪措置または権利の制限措置を取り決めることができる。これらの措置の適用の根拠となる訴訟手続きは別件で扱われる。

(本条の最終改訂。2002 年)

第 764 条 ① 同様に、裁判官または裁判所は、費用を含む金銭的責任を確保する

ための保全措置を取ることができる。このような措置は（裁判官／裁判所の）決定で取り決められ、別件で正式なものとなる。

② これらの目的のために、民事訴訟法に規定される保全措置の内容、要件および代替保証に関する規則が適用される。取り決められる保証は、民事訴訟法に定められた方式で提供され、措置の対象となる者が民事責任保険をかけている会社が実行できる。

③ 民事責任が民事責任強制保険によって全部または部分的に補償される場合、保険会社または保険補償コンソーシアム(Consortio de Compensación de Seguros)は、場合によって、強制保険の限度額まで、民事責任を補償するよう求められる。要求された補償金はその限度額を超える場合、直接または補助的な責任を負う者は、その差額に対して保証を提供する義務を負う、さもなければその資産が差し押さえられる。

強制保険の責任を負う会社は、訴訟の当事者となることはできない。ただし、保証する義務に関するその弁護権を害せず、この目的で、会社が提出する（弁護）文書は受理され、対応する訴訟でその主張について裁定される。

④ 車両の即時押収および車両運行許可書の留置を、車両の調査を実施するため、または、被捜査者、被疑者または民事責任を負う第三者の支払能力に関する証拠がない場合に金銭債務を確保するために必要な場合、必要な期間取り決めることができる。。

また、刑法第 556 条が規定することの予防とともに、措置が存続する限り、被捜査者または被疑者に自動車の運転を控えるよう要求して、運転免許証の押収を取り決めることができる。

上記の措置は、採用されると、関連書類の回収および関係行政機関へのその通知を伴う。

（本条の最終改訂。2015 年）

第 765 条 ① 自動車の使用および運行に起因する（犯罪）行為に関する訴訟手続きにおいて、裁判官または裁判所は、状況に応じ、金額および期間の両方で、被害者とその扶養下にある者を面倒みるために必要であると考えられる暫定的定期金の支払いを指示し、命じることができる。定期金の支払いは、裁判官または裁判所の裁量で指定された日に保険会社（ある場合）の責任で、強制保険の限度額まで、または、保証金の責任で、または、保険補償コンソーシアムの責任で（そのの民事上の責任の場合）、それに関連する規定に従って、事前に行われる。行為から派生する民事責任がなんらかの強制保険でカバーされる場合にも、同様の措置を取り決めることができる。この措置に関連するすべての事案は別件で取り扱われる。不服申立ての提起は、定期金の支払い義務を中断しない。

② 自動車の使用および運行に起因する（犯罪）行為に関する訴訟において、裁判官または裁判所は、検察官の意見を聞いて、予防拘禁されておらず、外国に住所または常習的に居住している被捜査者または被疑者に対し、スペイン領土から出国することを許可できる。このためには、処罰対象行為から生じるあらゆる種類の金銭的責任を十分に保証させること、および、その者の不在時での裁判開催可能性についての第 775 条に規定される予防措置とともに、その者になされるべき通知、呼出

し状および召喚状を受け取るスペインに住所を置く者を指定することが、並びに、仮釈放および指定された日または期間での出廷を保証するために、人的でない保証を、同種の保証金を取り決められていない場合は、提供することが不可欠である。同じ権能が、同じ条件を持って、訴訟を審理しなければならない裁判官または裁判所に属する。被捜査者または被疑者が出廷しない場合、その保証の額は国に与えられ、第 843 条の規定が適用されて、不出廷者と宣言される。ただし、その者が不出廷でも裁判を開催する法的要件が満たされる場合を除く。

(本条の最終改訂。2015 年)

第 766 条 ① 予審裁判官および（一人制裁判所）刑事裁判官の不服申立てが除外されていない決定に対しては変更請求および控訴を提起できる。法律に別段の定めがない場合、変更請求および控訴は訴訟手続の流れを中断しない。

② 控訴は、補充的に変更請求と共に、または、別個に提起できる。いずれにしても、控訴を提起するために事前に変更請求を提起する必要はない。

③ 控訴は、控訴される（裁判官）決定の通知、または、変更請求を裁定する（裁判官）

決定の通知から 5 日以内に、文書で提起される。その文書では、不服申立ての原因を記載し、証言されるべき事項を示す。また、場合によって、提起された控訴を正当化する書類を添付する。裁判官が控訴手続きに許可を与えると、裁判所書記官は、他方当事者に、それらの者が 5 日の共通期間に書面で便宜と思う主張をするために、証言されるべきその他の事項を示すために、また、自己の主張を正当化する文書を提出するために、コピーを送付する。期限終了後 2 日以内に、指定された事項の公証謄本は関連の県控訴院に送付される。県控訴院は、他の手続きなしに、5 日以内に裁定する。例外的に、県控訴院は、その参照のために訴訟記録を、記録の処理を妨げない場合、要求できる。このような場合、記録は最長 3 日以内に裁判官に返送されなければならない。

④ 控訴が変更請求と共に補充的に提出された場合で、後者が完全または部分的に却下されたとき、出頭した他の当事者に通知する前に、裁判所書記官は控訴人に、その主張を形成するために、場合によって、その請求を正当化する文書を提出するために、5 日の期間内に通知する。

⑤ 不服申立てされる（裁判官）決定で被捜査者または被疑者のなんらかの者の仮拘禁が取り決められている場合、当該（仮拘禁の）言渡しに関して、控訴人は、関連する県控訴院が取り決める審問開催を不服申立て書で請求できる。不服申立てされる決定に保全措置に関する他の言渡しが含まれている場合、県控訴院は、適切であると判断した場合、審問の開催を取り決めることができる。裁判所書記官は、当該県控訴院での事件記録受理日から 10 日以内での審問を指定する。

(本条の最終改訂。2015 年)

第 767 条 逮捕のときから、または、訴訟手続きで特定の者に対して犯罪の責めを負わせる結果となったときから、弁護士の支援が必要になる。利害関係者がまだ弁護士を任命していない場合、司法警察、検察庁または司法当局は、直ちに弁護士会に対し当番弁護士の指定を要請する。

(本条の最終改訂。2002年)

第768条 弁護のために指定された弁護士はその被弁護者を代理する法的権限が与えられる。口頭審理裁判の開始手続きが始まるまで訴訟代理士（*前掲：第57条）が介入する必要はない。それまでは、弁護士は通知や書類の送付のために住所を指定する義務を履行する。

(本条の最終改訂。2002年)

第2節 司法警察および検察庁の訴訟行為

第769条 本法第2編第3章（*司法警察）の規定を害することなく、司法警察は、犯罪と思われる行為を認識次第、本節に規定される規則を遵守する。

(本条の最終改訂。2002年)

第770条 司法警察は直ちに事件現場に赴き、以下の手続きを行なう：

1. 必要な場合、被害者に適切な支援を提供するために、そこで見つかる医者または医療従事者の立会いを要請する。たとえそれが口頭（要請）であったとしても、正当な理由なく要請に従わなかった者は、500ユーロから5,000ユーロの罰金を科せられる。ただし、陥る可能性のある刑事責任を害しない。
2. （警察）調書には、処罰対象行為を明確にするのに適切であり、その証拠源が消失する危険性がある場合は、写真、または、いかなるその他の画像の磁気媒体または複製媒体が添付される。
3. いずれにしても、消失する危険がある犯罪の物品、道具または証拠物を、司法当局の処分置くために、収集・保管する。
4. 人の死亡が発生し、その遺体が公道、鉄道線路またはその他の交通の場所にある場合は、状況に応じて最も近い最適な場所に移送し、中断された（交通）サービスを再開させ、直ちに司法当局に報告する。このような緊急措置を講じなければならない例外的な状況では、写真が撮られ、現場について（遺体が）占めていた正確な位置を示して、殺害された者の位置が事前に記録される。
5. 犯罪行為が行われた現場で発見された者の個人情報および住所は、その通常の仕事場、固定電話または携帯電話の番号、ファックス番号または電子メールアドレスなど、その者の身元の特定と居場所の特定に役立つその他のデータとともに収集される。
6. 適切な場合は、車両を引き取り、また、その運行許可書とその行為の責めを負う者の運転免許証を留置する。

(本条の最終改訂。2002年)

第771条 司法警察は、必要な限り、また、いずれにしても、拘留の間（拘留されている場合）、以下の手続きを行なう：

1. 現行法に規定される被害者への情報提供義務を遵守する。特に、犯罪被害者に対し、第 109 条および第 110 条の規定に従ってその者を支援する権利を書面で通知する。被害者は、告訴を提起する必要なしに訴訟の当事者となる権利が教示される。また、被害者は弁護士を任命する権利、または、無料の法律扶助を受ける権利を有している場合には、当番弁護士の任命を要求する権利、また、訴訟に出廷した場合、第 301 条および第 302 条の規定を害しないで、行なわれたことを知る権利、また、自己の権利に都合がよいものを主張する権利が教示される。同様に、(被害者が) 訴訟に出廷せず、民事訴権を放棄または保留しない場合は、検察庁が、対応する場合、それらを行行使することが通知される。

知的財産権または工業所有権に対する犯罪に係わる場合、本条で規定される被害者の権利に関する教示、および、場合によって、訴訟のさまざまな段階でのその者の呼出または召喚は、その(被害)者、当該権利の保有者を法的に代表する団体または組織になされる。

② 逮捕されていない被捜査者に対して、その者に責めが帰される行為は何か、および、その者を援護する権利をより分かりやすい方法で通知する。特に、第 520 条第 2 項の a)、b)、c)、および e) で認められる権利について教示する。

(本条の最終改訂。2015 年)

第 772 条 ① 司法警察官は、本法が委任する任務を遂行するために必要な場合、治安維持諸勢力および諸部隊の他の隊員に援助を要請する。

② 司法警察は、本法の一般規則に従って調書を作成して、管轄裁判所に提出し、被逮捕者をその処分に任せる、また、コピーを検察庁に送付する。

(本条の最終改訂。2002 年)

第 773 条 ① 検察官は、法律に従って刑事訴権および民事訴権を行行使するために訴訟手続きに臨む。検察官は、被捜査者または被疑者の訴訟上の諸権利の尊重に、また、被害者および犯罪によって損害を受けた者の権利の保護に留意する。

この手続きにおいて、検察官は、司法警察にその(職務)機能の最も効率的な履行のための一般的または特定の指示を与え、訴訟手続きへ介入し、入手可能な証拠手段を提供し、または、予審裁判官に証拠調べを要請して、特に、当事者の弁護権およびその(弁護権の)相容れない性格を損なうことなく、訴訟手続きの取扱いを推進し、簡素化する責任を負う。また、刑事訴権行使について裁定するために必要な(訴訟)手続きが実行されたと判断するとすぐに、予審裁判官に保全措置の採用またはその解除、および、捜査終了を要請する。

検事総長(Fiscal General del Estado)は、この手続における検察官の行為、特に第 780 条第 1 項の規定に関して、適切と認める命令および指示を与える。

裁判官が訴訟事件について陪審法廷での訴訟手続き開始を命令するとすぐに、裁判所書記官はその旨を検察官に知らせる、検察官は、陪審法廷で行われるあらゆる行為に出廷し、介入する。

② 検察官は、明らかな犯罪行為の通知を、直接あるいは告発状または(警察の)調書が提出されて、受け取った場合、現行法に含まれる権利を被害者に通知し、現

行法の規定に従って被害者が必要とすることの暫定的評価と決定を行い、犯罪行為または犯罪に関与した者の責任を確認するために適切と考える手続きを自ら実行するか、または、司法警察に実行するよう命じる。検察官は、その行為が犯罪を構成しない場合は、(訴訟)手続きの棚上げを宣言する。その際、被害を受けたと主張する者に、(その者が)予審裁判官にその告発を再度主張できるようにするために、この状況を説明して通知する。犯罪を構成する場合、予審裁判官に、実施したものを送付すると共に、被逮捕者(居る場合)および犯罪の物品をその処分に任せて、対応する手続きを開始するよう要求する。

検察官は、陳述を受ける目的で、法に定められた条件に従ってあらゆる者を自己の前に出頭させることができる、その際には、裁判官または裁判所の前での陳述について本法に定めるのと同じ(権利)保障が遵守される。

検察官は、同じ事実に関して司法手続きの存在を知り次第、自身の手続きを中止する。

(本条の最終改訂。2015年)

第3節 事前手続き

第774条 本章に含まれる犯罪に関連するすべての司法手続きは、事前手続き(*diligencias previas)のようになされ、第301条および第302条の規定が適用される。

(訳者注:diligencias previas(事前手続き)とは、本章の簡略訴訟手続きにおける(通常裁判手続きでの)予審の形成である。つまり、責めを帰させられる者の出頭から検察官・私人訴追人に、それらが裁判開始または訴訟の却下を申立てるために、通知するまでに予審裁判官の前で展開される訴訟行為である。)

(本条の最終改訂。2002年)

第775条 ① 初出頭の際、(予審)裁判官は被捜査者に対し、責めを負わされる行為について、わかりやすい方法で告げる。裁判所書記官は、事前に、その者の権利、特に第118条第1項に列挙される権利について教示し、通知を行うスペイン内の住所を、または、自己の名で受け取る者を指定するよう要請する。その際、第786条規定の場合には、当該住所または指定された者に呼出し状が送達されると、その不出廷時でも裁判を行うことが可能であると警告する。

被捜査者は、陳述の前後に、内密に弁護士と面会することが許可される。ただし、第527条c)号の規定を害しない。

② 事前手続きの結果、捜査の対象および責めを負わされる行為に重大な変更が生じた場合、裁判官は速やかに被捜査者に通知する。

この通知は、弁護権行使ができるのに十分簡潔な(被捜査者の弁護人に書面で通知される)説明を通してなすことができる。

(本条の最終改訂。2015年)

第 776 条 ① 裁判所書記官は、司法警察が事前に（通知を）行っていない場合、第 109 条および第 110 条に規定される条件で、被害者にその権利を通知する。特に、現行法で規定される被害者支援措置および第 771 条第 1 号に規定される権利について教示する。

② 司法警察または出頭時に裁判所書記官がこの通知を行うことが不可能であっても、訴訟手続きの継続は妨げられない。ただし、可能な限り迅速な手段で（手続き）継続に移行することを害しない。

③ 出頭した者は、それ以降、すべての訴訟手続きを把握することができ、また、手続きの実行および自己の権利に都合がよいものを何でも要求できる。裁判官はこれらの手続きの実行のために適切なことを取り決める。

（本条の最終改訂。2003 年）

第 777 条 ① （予審）裁判官は、（犯罪）行為の性質と状況、行為に関与した者および裁判管轄機関の決定を目的にする必要な手続き実行を司法警察に命じ、または、自ら行い、その（手続き）開始および開始を決定する事実を検察庁に説明する。そのために、本章に規定される（一般規定の）変更修正を伴って、本法に規定される一般的かつ通常的手段が使用される。

② 証人または被害者の居住地の理由、または、その他の理由により、口頭審理裁判で証拠調べが行われたい、または、その中断を引き起こす可能性があるとは合理的に懸念される場合、予審裁判官は、直ちに、証拠調べを行う。いずれにしても当事者の異議申立てできることを確保する。

この手続きは、音声および画像の録音・録画および再生に適した媒体に、または、出頭者を記載した裁判所書記官が認証した調書によって、文書化される。

判決での証拠としてそれを評価するためには、利害がある当事者は、口頭審理裁判において、第 730 条の規定に基づいて、（上記）手続きの録音・録画の再生または逐語的な朗読を要求しなければならない。

③ 14 歳未満の年少者または特別の保護が必要な障害者が、証人の地位で参加しなければならない場合、第 449 条の 3 の規定が適用される。司法当局は、訴訟手続きの目的が当該条に係わる犯罪のなんらかの予審である場合、事前設定証拠調べ（*前掲。第 449 条の 2 参照）を実行しなければならない。

判決での証拠としてそれを評価するためには、利害がある当事者は、口頭審理裁判において、第 730 条第 2 項の規定に基づいて、視聴覚録音・録画の再生を要求しなければならない。

（本条の最終改訂。2021 年）

第 778 条 ① 専門家の報告は、（予審）裁判官がそれを充分であると考えるとき、専門家によってのみ提供され得る。

② 傷害（罪）の場合、棚上げまたは却下が適切な場合には、被害者が健康に戻るまで待つ必要はない。それ以外の場合には、起訴状を作成することが可能であれば、健康状態が回復することなく訴訟を起こすことができる。

③ 裁判官は、必要と判断した場合、法廷医またはその他の専門家により、サンプルまたは痕跡を、その分析により（犯罪）行為のより良い評価ができる可能性がある場合、採取することを取り決めることができる。その際、対応する研究所へのその送付を訴訟記録に明らかにする。研究所は、設定された期間内に結果を送る。

④ 裁判官は、法廷医または法廷医に代わる者が死亡の原因および関連状況を解剖の必要なしに然るべく診断する場合には、解剖を行わないよう取り決めることができる。

⑤ 裁判官は、負傷者、病人または（犯罪）行為の原因でまたはその機会の際に医療支援を必要とするその他の者に対して、適切な支援を提供するように命じることができる、その際、場合によって、その治療、収容または入院の場所を明らかにする。

⑥ 裁判官は、自分の代わりに法廷医に遺体検証に立ち会うことを許可できる、この場合、遺体の状態、身元および状況、特に罰せられるべき行為に関連するものについての詳細な説明を含む報告書が（訴訟）手続きに組み込まれる。

（本条の最終改訂。2003年）

第 779 条 ① 関連する手続きが遅滞なく実行されたら、（予審）裁判官は次の裁定のいずれかを、（裁判官）決定を通して、下す：

1. その行為が刑事的違反を構成しない、または、その実行行為が十分に証明されていないと判断した場合、対応する却下を取り決める。犯罪を構成すると考えられるが、犯人が判明しない場合には、仮却下を取り決め、（事件の）棚上げを命じる。

却下決定は、犯罪被害者に電子メールアドレスで通知される、それがいない場合は、犯罪被害者法第 5 条第 1 項 m) に規定される申請書に記載した郵便宛先または住所に通知される。

犯罪による死亡または行方不明の場合、却下決定は、第 109 条の 2 第 1 項第 2 段で言及される者に同様の方法で、その身元および電子メールアドレスまたは住所が知られている場合、通知される。このような場合、裁判官または裁判所は、家族の誰かにすでに通知が届いている場合、または、その居場所を突き止めるために講じたことだけの措置が無駄だった場合には、理由を付けて家族全員への通知の省略を取り決めることができる。

例外的に、欧州連合外に居住する国民の場合、通知を行うための電子メールまたは郵便アドレスが利用できない場合、通知は公開のために居住国のスペインの外交館または領事館に送信される。

通知から 5 日経過すると、通知は有効に送達されて、あらゆる目的に対して有効であるとみなされる。被害者が通知の内容にアクセスできない正当な理由を証明した場合は、この規定から除外される。

被害者は、たとえ事件の当事者として出廷しなかったとしても、20 日の期間内に却下決定に対して不服申立てすることができる。

2. （訴訟）手続きの原因となった行為が軽罪とみなされる場合、（予審）裁判官は、その裁判が自己に対応していないときは、実施された手続きを管轄裁判官に送るよう命じる。

3. 当該行為が軍事裁判権に帰する場合、管轄機関のために（捜査を）回避する。被捜査者全員が刑事的未成年者の場合、実施された手続きは未成年者担当検察官に、未成年者刑事責任法(ley de Responsabilidad del Menor)に基づいて手続きを開始するために、送られる。

4. その行為が第 757 条に含まれる犯罪に該当する場合、次節（*口頭審理裁判の準備）規定の手続きが続く。処罰対象行為の決定とその行為で責めを負わせられる者の身元確認が含まれるこの判断は、第 775 条に規定される条件でその者から陳述を聴取することなく採用することはできない。

5. 弁護士の支援を受けている被捜査者が、事前に、裁判所で（犯罪）行為を認め、これらの行為が第 801 条に定められた範囲内に含まれる刑で処罰される犯罪を構成する場合には、直ちに検察官および訴訟当事者を、被告人の同意を得て起訴状を作成するかどうか表明する目的で、招集することを命じる。肯定的な場合は、緊急手続きを開始し、第 800 条および第 801 条に規定された取扱いによる訴訟行為の継続を命じる。

②（前項の）最初の 3 つの場合において、（予審）裁判所に検察官がおらず、当事者が不服申立てしていない場合、手続き調書は県控訴院対応検察官に送られる、検察官はその受領後 3 日以内に、不服申立て状または「承認」の文言を添えて調書を裁判所に返送する、「承認」の場合には（予審裁判所で）裁定されたものの執行に直ちに移行する。

（本条の最終改訂。2015 年）

第 4 節 口頭審理裁判の準備

第 780 条 ① 予審裁判官が本節に規定する手続きが継続されなければならないと取り決めた場合、同じ裁定により、事前手続き（実施書）を原本またはコピーで検察庁および私人訴追人に、（これらの者が）10 日の共通期間内に、起訴状を作成して口頭審理裁判の開始または訴訟の却下を（請求するために）、あるいは、例外的に、次項の場合には補完的証拠調べを請求するために、送付するよう命じる。

② 検察庁が、（犯罪）行為を評価するための不可欠な要素が欠如しているため、起訴状を作成することが不可能であると表明した場合、事前に、起訴状作成に不可欠な証拠調べの実行を請求できる、この場合、（予審）裁判官は請求されたことを取り決める。

私人訴追人からそのような請求があった場合、裁判官は適切と判断することを取り決める。

いずれにしても、検察庁、出頭した当事者そして必ず被疑者が証拠調べ実施に呼び出され、その後、新たな事前手続き実施書が出される。

（本条の最終改訂。2015 年）

第 781 条 ① 起訴状には、管轄を有するとみなされる裁判所での口頭審理裁判の開廷請求および起訴される者の身元確認の他に、第 650 条で言及される事項が含まれる。起訴は、犯罪の被告人または他の者に責めを帰させる軽罪に、その軽罪の実行またはその証拠が犯罪に関連している場合、拡張される。また、賠償金の額が表

示される、または、それを決める（計算の）基礎および民事責任を負う者を定める、さらに、物の引渡しや送付先および裁判費用の賦課についてのその他の言渡しも記載される。

同じ起訴状には、口頭審理裁判で実行される重要な証拠調べが提案されており、（関連機関からの）書類の請求または専門家および証人の呼出しが司法事務局(*oficina judicial：第446条参照)を通じて行われなければならないかどうかが表示される。

起訴状では、口頭審理裁判のセッション中に実行できない証拠調べの事前実行を、また、第763条、第764条および第765条に言及される措置の採用、修正または中断を、あるいは、適切であった、または、採用されたいかなる他の措置の採用、修正または中断を、および、起訴されていない者に対して取られた措置の抹消を請求できる。

② 検察官は、上司に事前に通知して、また、私人訴追人は、理由があれば、前条に定める期間の延長を請求できる。予審裁判官は、状況を考慮して、当該期間のさらなる最大10日間の延長を取り決めることができる。

③ 検察官が前条に定められた期間内に起訴状を提出しない場合、予審裁判官は、検察官の上司に、10日以内に適切な起訴状を、期間内に提出しなかった理由を付して、提出するよう要求する。

（本条の最終改訂。2002年）

第782条 ① 検察官および私人訴追人が第637条および第641条に規定する事由のいずれかにより訴訟の却下を請求した場合、（予審）裁判官は、刑法第20条第1号、2号、3号、5号および6号の場合を除き、これを取り決める。これら（例外）の場合、刑法に規定される場合において、保全措置の賦課および民事訴権の訴訟の目的で、訴訟手続きは（犯罪の）評価のために検察側に差し戻され、裁判は判決まで継続される。

却下を取り決める場合、予審裁判官は拘禁および取り決められたその他の保全措置を取り消す。

② 検察官が訴訟の却下を請求し、私人訴追人が起訴を維持するために訴訟に出廷しなかった場合、却下を取り決める前に、予審裁判官は次のことができる：

a) 検察官の請求を、訴訟に出廷していない知れたる直接被害者に、（その者が）最長15日以内に適切と考える場合に自己の訴権を擁護するため出頭するために、知らせるよう取り決める。定められた期間内にこれを行わない場合には、検察官が請求した却下が取り決められる。ただし、次号の規定を害しない。

b) 訴訟事件を検察官の上司に付託する。上司は起訴の維持が適切か否か裁定し、その判断を10日以内に予審裁判官に通知する。

（本条の最終改訂。2002年）

第783条 ① 検察官または私人訴追人から口頭審理裁判開始請求があったときは、予審裁判官は、第637条第2号の場合に該当すると考えた場合を、または、被告人に対する犯罪性の合理的な徴候が存在しない場合を除き、口頭審理裁判開始を取り

決める。後者の（徴候が存在しない）場合、第 637 条および第 641 条に従って対応する却下を取り決める。

予審裁判官が検察官または私人訴追人の請求によってのみ口頭審理裁判の開始を命じた場合、裁判所書記官は、3 日の期間で、却下を請求した者に、起訴状を作成するために、あらためて通知する。ただし、これを放棄した場合を除く。

② 口頭審理裁判開始を取り決める場合、予審裁判官は、被告人に関して、また、民事責任がある者について、検察官または私人訴追人にとって関心のある措置の採用、修正、中断または取り消しについて裁定する。（予審裁判官は）民事責任がある者に、被告人が所定の期間内に保証を提供しなかった場合、起訴されなかった者に対して採用された措置の解除について保証（の提供）を請求する。

予審裁判官は、同じ決定で、訴訟を審理し判決を下す管轄のある裁判所を指定する。

③ 人的事情に関連する場合を除き、口頭審理裁判の開始決定に対してはいかなる不服申立てできない、被告人は裁判機関に対して考慮されなかった請求を繰り返すことができる。

（本条の最終改訂。2009 年）

第 784 条 ① 口頭審理裁判が開始されると、裁判所書記官は、被告人を、起訴状のコピーを渡して、3 日以内に弁護士および訴訟代理士と共に訴訟に出廷するよう召喚する。被告人が訴訟代理士を指定しない場合、または、当番訴訟代理士を要請する権利を行使しない場合、いずれにしても、裁判所書記官がその任命を行う。この手続きが完了すると、裁判所書記官は、起訴状において被告人および責任を負う第三者と指定された者に、訴訟手続きの原本または photocopy を、（これらの者が）10 日の共通期間内に、起訴に対する弁護書を提出するために、送付する。

弁護側が所定の期間内に弁護書を提出しない場合は、起訴に反対しているものとみなされ、訴訟手続きは続行する。ただし、司法機関組織法第 5 編第 5 章の規定に従って陥る可能性のある責任を害しない。

弁護書の提出手続きが期限切れになると、弁護側は、口頭審理裁判中に持ち寄る証拠のみ、そこで証拠調べを実行するために、提出できる。ただし、それに加えて、事前に必要な通知が、口頭審理裁判のために設定された期日および第 785 条第 1 項第 2 段で規定される期日より充分前に行われる条件で、発行されるよう要求できることを害しない。これらすべては、影響を受ける当事者が無防備となったと考える場合、第 786 条第 2 項に従ってそのことを主張することができることを害しないと解される。

② 弁護書では、口頭審理裁判における関連証拠調べの実施、または、場合によって、事前証拠調べの実施を目的として、裁判所に、（関連機関に）書類の送付を（裁判所が）要求すること、または、専門家または証人を呼び出すことを請求できる。

③ 被告人も署名する弁護書において、弁護側は、第 787 条に規定される条件で起訴への合意を表明できる。

当該合意は、口頭審理裁判のセッション開催前いつでも、起訴当事者および被告人とその弁護士が連名で署名する新しい（犯罪）評価書で持つてなすことができる。ただし、第 787 条第 1 項の規定を害しない。

④ 口頭審理裁判が開かれると、被告人の所在が不明であり、第 775 条で言及される住所を（被告人が）指定していなかった場合、および、いずれにしても、請求される刑罰が第 786 条第 1 項第 2 段に定められる限度を超える場合、裁判官はその者の呼出・捜索令状の発行を命じる、出頭しないか発見されない場合には、本法に規定する効果を伴って不出廷が宣告される。

⑤ 弁護書が提出されるか、または、その提出期限が経過すると、裁判所書記官は、裁判のため実行されたものを管轄裁判所に送付するよう取り決めて、その旨を当事者に通知する。ただし、裁判が（一人制刑事裁判所）裁判官に対応して、この者が定期的に予審裁判所の本所に、そこに由来する裁判の開催のため、移動する場合を除く。この場合、訴訟手続き（書類）はその裁判官が自由使用できるよう司法事務局に留まる。

（本条の最終改訂。2015 年）

第 5 節 口頭審理裁判および判決

第 785 条 ① 訴訟手続き（書類）が裁判を行う管轄のある司法機関の処分に置かれ次第、（一人制刑事裁判所）裁判官または（合議制）裁判所は提出された証拠を検討し、適切と考えられる証拠を認め、残りを拒否する決定をただちに下す、また、事前証拠調べ実施のために必要な準備を整える。

証拠の受理または不受理の決定に対しては、いかなる不服申立てできない。ただし、拒否された当事者が口頭審理裁判のセッション開始時にその請求を繰り返すことができることを害しない。その時点まで、検察庁および当事者が適切と判断し、裁判官または裁判所が認める報告書、証明書およびその他の文書を訴訟に繰り返すことができる。

② この決定に鑑み、裁判所書記官は、民事訴訟法第 182 条の規定に従って、口頭審理裁判のセッションが開始されるべき日時を設定する。

日時の設定を決めるための（合議制裁判所の）裁判部または裁判セクションの長が設定する一般的な基準および具体的かつ特定の指示は、次の事項を考慮する：

1. 被告人の拘禁。
2. 裁判所の裁量に応じての被告人の出廷の確保。
3. 採用されたその他の人的保全措置。
4. その他の訴訟案件の優先度。
5. 提案された証拠調べの複雑さ、または、取り扱う事案または訴訟が検討されたら決定できることに応じて変更する状況。

③ 被害者が訴訟の当事者でなく、出廷すべきでない場合でも、被害者から請求があったときは、裁判所書記官は、不要な遅滞なく、書面で、裁判の日時および場所、同じく、犯罪者に対する起訴（状）の内容を通知する。

（本条の最終改訂。2015 年）

第 786 条 ① 口頭審理裁判には被告人およびその弁護人の出廷が強制的に要求さ

れる。それにも関わらず、被告人が数人いて、そのうちの一人が裁判官または裁判所の判断による正当な理由なしに出廷しない場合、裁判官または裁判所は当事者の意見を聞いて、残りの被告人に対して裁判の続行を取り決めることができる。

人的に、または、住所地で、あるいは、第775条で言及される者を通して呼び出しを受けた被告人の不当な不出廷は、裁判官または裁判所が検察官の請求により、また、弁護側の意見を聞いて、訴訟手続き（実施）のために十分な要素があると考えられる場合で、請求される刑罰が2年を超える自由剥奪でない場合、または、他種の刑罰でその期間が6年を超えない場合には、口頭審理裁判を中止する理由にはならない。

正当な形式で呼び出しを受けた民事責任を負う第三者の不当な不出廷は、それ自体は裁判を中断する理由にはならない。

② 口頭審理裁判は、起訴状および弁護書が読み上げられて始まる。続いて、当事者の請求により、裁判官または裁判所は、当事者が、司法機関の管轄権、基本的権利の侵害、事前的抗弁権の存在、口頭審理裁判の中断事由、訴訟手続きの無効について、さらに、提案された、または、即座に実行されるよう提案される証拠調べの内容と目的について適切と考えるものを提示できるように順番を決める。裁判官または裁判所は、提起された問題について直ちに適切なものを裁定する。採用された（裁判官/裁判所）判断に対しては不服申立てできない。ただし、適切な異議申立て、および、判決に対する不服申立てで、場合によって、問題が繰り返されることを害しない。

（本条の最終改訂。2009年）

第786条の2 ① 被告人が法人である場合、法人は、弁護権をより適切に行使するために特に法人が指定する者により代表されることができ、その者は法廷内で被告人のために確保された場所を占めなければならない。その者は、その（代表者であるとする）証拠が提出され認められた場合には、法人の名で陳述でき、また、裁判手続きが終了したとき最終弁論権を行使できる。ただし、黙秘する権利、自己に反して陳述しない権利、有罪を自白しない権利を害しない。

これらのため、裁判で証人として陳述しなければならない者を（代表者に）指定できない。

② 上記にかかわらず、法人が代表者として特に指定した者の不出廷は、いかなる場合であっても、審問の開催を妨げない。審問はその者の弁護士および訴訟代理士の出廷の下で行われる。

（本条の新設。2011年）

第787条 ① 証拠調べを開始する前に、弁護側は、出廷した被告人の同意を得て、より重い刑罰を含む起訴状に（従って）、または、その手続きで提出された、別の（犯罪）行為に言及し得ない、また、前述の起訴状の評価よりも重い評価が含まれ得ない起訴状に従って判決を下すよう（一人制刑事裁判所）裁判官または（合議制）裁判所に請求できる（*注）。刑罰が禁固6年を超えない場合、次項以下に規定する要件が満たされていれば、裁判官または裁判所は弁護側表明の請求に従って判決を下

す。

(*注：これは、前もって訴追側と前もって交渉して量刑を決めておき、それに同意して、早く裁判を終わらせたい場合である。)

② 当事者全員が認めた事実の説明から、裁判官または裁判所が、認められた(犯罪)評価は正確で、その評価に従うと適切な刑罰であると理解した場合、同意判決(*sentencia de conformidad)を下す。いずれにしても、裁判官または裁判所は、被告人に、その同意は自由意思で、また、その結果を知った上でなされたものであるかどうかについて聴取する。

(訳者注：sentencia de conformidad(同意判決)とは、口頭審理裁判を開催することなく、訴訟手続きを早期に終わらせる裁判技術ある。)

③ 裁判官または裁判所が、行われた評価が不正確であると考えた場合、または、要求された刑罰が法的に適切でないとみなした場合、最も重い起訴状を提出した当事者に、それを追認するかどうか表明するよう要求する。裁判官または裁判所は、要求された当事者が、評価が正しいように、また、要求する刑罰が適切であるように修正し、被告人が再びその同意を与えた場合のみ、同意判決を下すことができる。そうでない場合は、裁判の続行を命じる。

④ 弁護側がその同意を表明すると、裁判官または裁判所は被告人にその効果を通知し、引き続き、その同意を与えるか否か表明するよう要求する。裁判官または裁判所が、被告人が自由意思で同意したかどうか疑問を抱いた場合、裁判の続行が取り決められる。

被告人の同意にもかかわらず、裁判の続行をその弁護人が必要と判断し、裁判官または裁判所がその(弁護人の)要求に根拠があると考えた場合には、そう取り決めることができる。

⑤ 刑事責任限定の場合における保護措置の採用に関する同意は、裁判官または裁判所を拘束しない。

⑥ 同意判決は口頭で下され、第789条第2項の規定に従って文書化される。ただし、その後の編集を害しない。検察官および当事者は、判決を知ると、不服申立てしないとの判断を表明した場合、裁判官は直ちに口頭で判決の確定を宣言し、当事者の意見を聞いた上で科された刑の執行猶予または代替について言い渡す。

⑦ 同意判決は、それが同意の要件または条件を尊重しなかった場合にのみ不服申立てできる、被告人は自由意思で与えた同意を本案の事由で争うことはできない。

⑧ 被告人が法人である場合、特別に指定された代表者は、特別の委任状を持っている条件で同意を与えなければならない。前数項で規定される要件に従う当該同意は、他の被告人がとった立場に関係なく、与えることができ、その内容は、後者に関して行われる裁判において拘束力を持たない。

(本条の最終改訂。2011年)

第788条 ① 証拠調べは、必要に応じて、連続したセッションで集中的に実行される。

例外的に、裁判官または裁判所は、第746条の場合、実行された訴訟行為がその有

効性を保持して、最長 30 日間までセッションの中断または延期を取り決めることができる。ただし、同条第 4 号の場合で裁判官または裁判所のメンバーの交代がなされる場合を除く。そのような場合、再開日の設定を中断の取決めと同時に行うことができるという条件で、これ（再開日の設定）は裁判官または裁判長によって決められる。（裁判官または裁判長は）期日指定の計画日程の必要性および民事訴訟法第 182 条第 4 項および本法第 785 条第 2 項に含まれるその他の状況を考慮する。

すでに開始された口頭審理裁判が中断され、中断が取り決められると同時に新たな審問期日を設定することができる場合も、同様の手続きがとられる。

その他の場合、新たな口頭審理裁判の期日は、本法第 785 条第 2 項の規定に従って、可能な限り直近の日に、裁判所書記官が指定する。

健康状態の証明（の欠如）、損害額の評価（の欠如）、または、（犯罪）行為を評価するための必須の要件でない場合で、同様の性質のその他の状況の検証の欠如は、裁判を中断する事由にはならない。このような場合、民事責任の定量的計算は執行手続きまで延期され、その根拠は判決で定められる。

② 証人の裁判行為への不出廷については、第 449 条の 2 以下の規定に従って事前設定証拠調べが実施されたときは、第 703 条の 2 の規定が適用される。

③ 専門家報告書は専門家のみが提供できる。

この手続きの範囲内で、麻薬物質の性質、量および純度に関して公的研究所が発行した報告書は、その（報告書の）中で関連する規則により認められた科学的手順に従って実施されたことが証される場合、書証とみなされる。

④ 証拠調べが終了すると、裁判官または裁判長は検察側および弁護側を、最初に提出された（犯罪）評価書の（起訴・求刑、答弁）陳述を追認するか修正するか表明するため、また、証拠の評価および（犯罪）行為の法的評価について適切と判断するものを口頭で陳述するため召喚する。

召喚は、検察官および弁護士に、証拠の具体的事実のさらなる解明および事実の法的評価を、特定の点に関する 1 つまたは複数の質問をそれらの者に討議させて、要求することに拡張できる。

⑤ 検察側が、その終局的（起訴・求刑）陳述において、（犯罪）行為の刑事的評価を変更するか、あるいは、より程度の重い加担または実行、あるいは、刑を加重する状況があると評価するときは、裁判官または裁判所は、弁護側の請求により、弁護側がその主張を適切に準備し、場合によって、適切と思われる証拠や弁護の要素を提供できるよう、セッションの延期を最長 10 日間まで考慮することができる。弁護側が要求できる新たな証拠調べ実施後、検察側はその終局的（起訴・求刑）陳述を修正することができる。

⑥ すべての起訴状が（犯罪）行為を（一人制刑事裁判所）裁判官の管轄権（*第 14 条参照）を超える刑で処罰される犯罪であると評価する場合、この裁判官は裁判する管轄がないと宣言し、裁判は終了され、裁判所書記官は訴訟手続きを管轄の県控訴院に付託する。前の場合を除き、（一人制刑事裁判所）裁判官は裁判の継続または終了に関して適切と判断するものを裁定する、しかし、いかなる場合でも、その管轄権に対応する刑を超える刑を科すことはできない。

⑦ 口頭審理裁判セッションの録音・録画およびその文書化に関しては、本法第 743

条に含まれる規定が適用される。

(本条の最終改訂。2021年)

第789条 ① 判決は口頭審理裁判終了後5日以内に言い渡される。

② (一人制刑事裁判所) 裁判官は、裁判行為の中で口頭で判決を下すことができ、判決と表示して、簡潔な理由と共に調書の中で文書化される。ただし、判決の後での編集を害しない。検察官および当事者が、判決を知って、不服申立てしないとの判断を表明した場合、裁判官は直ちに判決の確定を宣言し、当事者の意見を聞いた上で科された刑の執行猶予または代替について言い渡す。

③ 判決は、起訴状で要求された刑よりも重い刑罰を科すことはできない。また、別の犯罪によって、この(別の)犯罪が保護法益の相違を、または、裁判された(犯罪)行為の実質的変異を伴うときは、処罰することはできない。ただし、起訴状のなんらかが、第788条第3項第2段(???)に規定される手続き内で裁判官または裁判所が事前に表明した提案を受入れている場合を除く。

④ 裁判所書記官は、犯罪被害者に、たとえ訴訟の当事者でなかったとしても、判決を書面で通知する。

⑤ 訴訟の予審が女性に対する暴力裁判所に属していた場合、裁判所書記官はその裁判所に判決を直ちに公証謄本により送付する。また、判決確定の宣言および(以前に下された判決の全部または一部が取り消されたときは)第二審の判決も送付する。

(本条の最終改訂。2009年)

第6節 判決に対する異議申立て

第790条 ① (一人制刑事裁判所) 裁判官が下した判決は、対応する県控訴院に控訴でき、中央刑事担当裁判官の判決は全国控訴院の刑事裁判部に控訴できる。控訴は、いずれの当事者も、判決の通知を受けた日から10日以内に提起できる。この期間中、訴訟手続き(書類)は当事者の自由使用のため司法事務局に置かれる。当事者は、判決通知後3日以内であれば、セッションが録音・録画された媒体のコピーを、控訴提起期間を中断させて、要求できる。要求されたコピーが引き渡されると、期間のカウントが再開される。

期間内に控訴しなかった当事者は、(本条)第5項に規定する主張手続きにおいて控訴に参加でき、その際に権利を行使し、自己の権利に都合がよい理由を主張する。いずれにしても、この不服申立ては控訴人が自己の権利を維持することに従う。

その他当事者は、第6項に規定される送付が一旦なされると、2日の期間内に参加に異議申立てできる。

② 控訴申立て状は、異議申立てられる裁定を下した司法機関に提出される、そして、そこには、異議申立ての基礎となる訴訟規則・保障違反、証拠の評価誤りまたは法律違反を順序立てて記載するものとする。控訴人はまた、県控訴院が本所を置く場所に通知用の住所を定めなければならない。

控訴において、控訴人の無防備を引き起こした訴訟規則・保障違反を理由に判決の

無効を、(無防備が)第二審で修正できないという条件で、要求する場合、侵害されたと考えられる法的または憲法上の規則が引用され、また、無防備の理由が述べられる。同様に、第一審で誤りまたは侵害の是正が要求されたことを証明しなければならない。ただし、(誤り等が是正)要求が不可能な時期に行われた場合を除く。

検察側が無罪判決の取消しまたは有罪判決の加重を求めるために証拠評価の誤りを主張する場合、事実の動機付けにおける、経験則からの明らかな逸脱における、あるいは、重要性を有する可能性があった、または、その無効が不適切に宣言された1つまたは複数の実行された証拠調べについてすべての理由付けの省略における合理性の不十分さまたは欠如を正当化する必要がある。

③ 同じ控訴状において、控訴人は、第一審で提案できなかった証拠調べの実行、および不当に却下された(提案した)証拠調べ(その時点で適切な抗議が行われたことを条件とする)の実行、および、控訴人の責めに帰せられない理由により実行されなかった受理された証拠調べの実行を請求できる。

④ (一人制刑事裁判所)裁判官は、控訴状を受け取った後、要求された要件が揃っている場合には、不服申立てを受理する。修正可能な欠陥の存在を認めた場合、控訴人にそれを修正するため3日以内の期間を与える。

⑤ 控訴が受理されると、裁判所書記官は、10日の共通の期間で控訴状をその他当事者に送付する。その他当事者は、この期間内に、その陳述書を提出しなければならない。その書面で第3項に規定された条件に基づいて証拠調べの実行を要求でき、また、通知先の住所を定める。

⑥ 陳述書が提出されると、または、提出期間が過ぎると、裁判所書記官は、次の2日以内に、陳述書をそれぞれ他方当事者に送付し、提出されたすべての書面と共に訴訟記録の原本を県控訴院に送付する。

(本条の最終改訂。2015年)

第791条 ① 控訴状または陳述書に証拠調べまたは録音・録画の再生の提案が含まれている場合、(合議制)裁判所は3日以内に提案の受け入れについて裁定し、場合によって、裁判所書記官が審問の日を設定するよう取り決める。また、裁判所は、職権または当事者の請求により、根拠ある心証の形成のために(審問が)必要であると判断する場合、審問を開催することができる。

② 裁判所書記官は次の15日以内に審問を設定し、すべての当事者を審問に呼び出す。被害者が請求した場合は、被害者が訴訟の当事者でなく、出廷が必要ない場合でも、裁判所書記官から通知される。

審問は、場合によって、証拠調べの実行と録音・録画の再生(もし、あった場合)から開始して、開催される。これに続いて、当事者はその(証拠調べ・再生)結果および自己の主張の根拠を口頭で要約する。

③ 審問の録音・録画およびその文書化に関しては、第743条の規定が適用される。

(本条の最終改訂。2015年)

第792条 ① 控訴審の判決は、口頭審問後5日以内に、または、審問開催が適切

でない場合には県控訴院による訴訟手続き（資料）の受理後 10 日以内に下される。

② 控訴審の判決は、第一審で無罪となった被告人を有罪としたり、第 790 条第 2 項第 3 段に規定される条件での証拠評価の誤りで科せられた有罪判決を加重することはできない。

それにもかかわらず、無罪判決であろうと有罪判決であろうと、（原）判決を取り消すことができる、この場合、訴訟手続きは控訴された判決を下した司法機関に戻される。控訴審の判決は、無効が（第一審の）口頭審理裁判まで及ぶべきか否か、また、公平性の原則が訴訟事件の新たな審理のために第一審機関の新たな構成を要求するか否かを明らかにする。

③ 控訴された判決がその訴訟手続きの基本的形式違背により取り消される場合、（控訴）裁判所は、（控訴された）判決の内容には立ち入らず、誤りが犯された時点まで訴訟手続きを戻すよう命じる。ただし、犯された（形式）誤りにもかかわらず、その内容が同一のままであるそのようなすべての行為が、その有効性を保持することを害しない。

④ 控訴で下された判決に対しては、第 847 条に規定される場合には、破棄請求のみ提起できる。ただし、確定判決の変更に関する規定、または、被告人の不出廷で下された確定判決の異議申立てのためのその次条の規定を害しない。控訴で下された判決に対して不服申立てが提起されない場合、訴訟記録は判決の執行のために（一人制刑事）裁判所に返還される。

⑤ 判決は、たとえ事件の当事者でなかったとしても、犯罪被害者に通知される。

（本条の最終改訂。2015 年）

第 793 条 ① 第 786 条第 1 項第 2 段の規定に従って欠席裁判で有罪判決を受けた被告人が出頭した、または、発見された時点で、第一審または控訴審で下された判決が、まだ時効にかかっていない刑を履行する目的で、通知される。判決が通知される時、次項で言及される不服申立てを提起する権利が通知され、その期間と管轄機関が示される。

② 欠席裁判で下された判決は、控訴されたかどうかにかかわらず、有罪判決を受けた者により、控訴に規定されるものと同じ期間内に、同じ要件および効果で取消の不服申立てされる場合がある。（申立て）期間は、有罪判決を受けた者が判決を知ったことが証明される時から始まる。

（本条の最終改訂。2002 年）

第 7 節 判決の執行

第 794 条 判決が確定すると、法律の一般条項に従い、以下の規則を遵守して、裁判官または裁判所が下したその執行に移る。

1. 賠償額が判決で設定されていない場合、当事者のいずれの者も判決の執行中に、その正確な決定に適切と思う証拠調べを要求できる。裁判所書記官は、その他当事者にこの請求を、その者たちが 10 日の共通期間内に、自己の権利に都合がよいものを書面で請求するため、知らせる。裁判官または裁判所は、判決で定められた根拠

に係わらない証拠調べを拒否する。

証拠調べが行われ、当事者の意見が5日の共通期間内に聞かれると、民事責任の額は（裁判官）決定を通して5日以内に設定される。（一人制刑事裁判所）裁判官によって下された決定は、それぞれの県控訴院に不服申立てできる。

2. 自動車および自動二輪車を運転する権利剥奪の刑が科された場合、裁判所書記官は、有効な免許証の回収に、この措置がまだ取りきめられていない場合、直ちに着手し、その書類を記録に添付する、そして、交通中央本部(Jefatura Central de tráfico)に対し、免許を取り消し、刑が終了するまで新たな免許証を発行しないよう命令を発する。

（本条の最終改訂。2009年）